

特定非営利活動法人ハッピーブックプロジェクト定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人ハッピーブックプロジェクトという。

2 英文で表記する場合は、Happy Book Projectとし、略称はHBPとする。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都目黒区柿の木坂一丁目7番9号に置く。

(目的)

第3条 この法人は、「本（書籍）」を活用してより良い社会を作っていくことを目指し、青少年の平等な教育機会の実現、市民の学びあいと文化創造を支え、また、その礎となる本（書籍）と、その普及の役割を担う書店及び書店員の支援を行い、明るい未来を築ける基礎環境の実現に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (3) 災害救援活動
- (4) 国際協力の活動
- (5) 子どもの健全育成を図る活動
- (6) 情報化社会の発展を図る活動
- (7) 経済活動の活性化を図る活動
- (8) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (9) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ①「本（書籍）」を活用した青少年の教育支援事業
 - ②「本（書籍）」を活用した市民の生涯学習支援事業
 - ③「本（書籍）」の活用に関する研究会、シンポジウム、講演会などの開催
 - ④「本（書籍）」の活用に関する情報収集、整理、情報提供
 - ⑤「本（書籍）」の活用に関する定期刊行物、冊子、単行本などの刊行
 - ⑥「本（書籍）」を扱っている者（作家・書店員など）、場所（書店・図書館

など)の活性化および雇用機会の向上

⑦その他、目的を達成するために必要な事業

(2) その他の事業

①物品販売事業

②書籍販売事業

③講師派遣事業

④講演会、チケット販売事業

2 その他の事業は、特定非営利活動に係る事業に支障がない限り行うものとし、その収益は、特定非営利活動に係る事業に充てるものとする。

第2章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

(1)正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人

(2)賛助会員 この法人の目的に賛同し賛助するために入会した個人又は団体

(入会)

第7条 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。

2 理事長は、前項の申込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、第1項の申込みをしたものの入会を認めない場合は、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(退会)

第9条 会員は、退会届を理事長に提出し、任意に退会することができる。

2 会員が次の各号の一に該当する場合には、退会したものとみなす。

(1)本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。

(2)継続して1年以上会費を納入せず、理事会において納入の意思がないものと判断したとき。

(除名)

第10条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会において、社員総数の3分の2以上の議決により、これを除名することができる。

(1) この定款に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(入会金及び会費の不返還)

第11条 会員が納入した入会金、会費は、その理由を問わず、これを返還しない。

第3章 役員

(種別及び定数)

第12条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事3人以上7人以内

(2) 監事1人

2 理事のうち1人を理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長は、理事の互選によって、理事の中から選任する。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。

4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。

5 監事は、理事又は特定非営利活動法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を統括する。

2 理事は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長が予め指名した順序によって、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め並びに総会及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第15条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、役員は、辞任又は任期満了後においても、後任の役員が選任されていないときは、その任期を、任期の末日後、総会において後任の役員が選任されるまで延長する。

3 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

(1) 法令又は定款に著しく違反する行為があったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認められるとき。

(3) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、当該役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章 総会

(種別)

第19条 この法人の総会は、通常社員総会及び臨時社員総会とする。

(総会の構成)

第20条 総会は、正会員をもって構成する。

2 正会員以外の他の会員は、総会に出席し意見を述べることができる。

(権能)

第21条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び決算の承認
- (5) 役員を選任又は解任
- (6) 解散における残余財産の帰属
- (7) その他理事会から付託された事項

(開催)

第22条 通常社員総会は、毎年1回開催する。

2 臨時社員総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員の2分の1以上から社員総会の目的である事項を示して開催の請求があったとき。
- (3) 監事が第14条第4項第4号の規定に基づいて招集するとき。

(招集)

第23条 総会は、理事長が招集する。但し、前条第2項3号の場合は、監事が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時社員総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第24条 総会では、理事長が議長を務め、理事長に事故あるとき、又は理事長が欠けたときは、総会に出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第25条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない

(議決)

第26条 総会における議決事項は、第23条第3項の規定によって予め通知した事項とする。ただし、緊急を要する議案が出席正会員から提案され、これを総会の議案とすることについて出席正会員の5分の1以上の同意があったときは、これを総会の議案とすることができる。

- 2 総会の議決事項は、この定款に規定するもののほか、出席正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。
- 3 総会において、この法人と特定の正会員との関係について議決する場合には、その正会員は、その議決に加わることができない。

(表決権等)

第27条 各正会員の表決権は平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、予め通知された事項について、書面又は電磁的方法をもって表決し、若しくは他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、ネットワーク機器等の接続によるオンライン会議システム(発言等の情報伝達の双方向性及び即時性が確保されているものに限る。以下同じ。)によって、総会に参加し、表決することができる。
- 4 前2項の規定により表決した正会員は、第25条、前条第2項、次条第1項及び第48条第1項の規定の適用については出席したものとみなす。
- 5 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第28条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員の現在数
 - (3) 正会員総数及び出席者数(書面、電磁的方法若しくはオンライン会議システムによる表決者及び表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
 - (4) 審議事項及び議決事項
 - (5) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び総会において出席した正会員の中から選任された議事録署名人2人が、記名押印又は署名捺印しなければならない。

第5章 理事会

(構成)

第29条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第30条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (2) 総会に付議すべき事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

第31条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上の理事から理事会の目的を記載した書面により開催の請

求があったとき。

(招集)

第32条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の3日前までに通知しなければならない。

(議長)

第33条 理事会の議長は、理事長があたる。

(議決)

第34条 理事会の議事は、出席理事の過半数をもって決する。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数
- (3) 出席者数及び出席者氏名
- (4) 審議事項
- (5) 議事の経過の概要及び議決の結果

第6章 資産

(構成)

第36条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(区分)

第37条 この法人の資産は、次の各号に掲げる事業に区分する。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
- (2) その他の事業

(管理)

第38条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(経費の支弁)

第39条 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

第7章 会計

(会計の原則)

第40条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計区分)

第41条 この法人の会計は、次の各号に掲げる事業に区分する。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
- (2) その他の事業

(事業計画)

第42条 この法人の事業計画は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(事業報告及び決算)

第43条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び活動計算書等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

- 2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(長期借入金)

第44条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。ただし、その事業年度の収益をもって償還する短期借入金の場合はこの限りではない。

(事業年度)

第45条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第8章 事務局

(事務局の設置)

第46条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及びその他の職員を置く。
- 3 事務局長及びその他の職員の任免は、理事長が行う。

(組織及び運営)

第47条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

第9章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第48条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

2 この法人が定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解散)

第49条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。

(残余財産の帰属)

第50条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決したものに譲渡する。

(合併)

第51条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第10章 雑則

(公告の方法)

第52条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページにおいて行う。

(委任)

第53条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。
理事長 竹田信弥
理事 小野 洋平
理事 永井俊
監事 平林 正樹
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成26年3月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第42条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成25年3月31日までとする。
- 5 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金

正会員（個人）	10,000円
賛助会員（個人・団体・法人）	30,000円

(2) 年会費

正会員（個人）	5,000円（一口以上）
賛助会員（個人・団体・法人）	一口30,000円（一口以上）

附則

この定款は、令和3年4月15日から施行する。